

中山間地域等直接支払制度

農 村 振 興 課

中山間地域等直接支払制度の概要

1 目 的

中山間地域等直接支払制度は、国において制度化され、平坦地に比べ、傾斜があること等から生産費等が多くかかる中山間地域において、「5年間」農業生産活動や農地の持つ多面的機能の増進活動を行う集落等に対し、農業生産条件の格差を補正するため、農業生産活動を行う農地の面積に応じた交付金を支払う事業です。

この事業は平成12年度から始まり、「5年間」を1対策期間として実施しており、現在は第3期対策（H22～H26）を実施しています。

2 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法等、地域振興8法指定地域（通常地域）
- (2) 知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

3 対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

4 交付対象者

集落マスタープランに基づき、「5年間」農業生産活動や多面的機能の増進活動等を実施することを定めた「集落協定」を市町村長と締結した農業者等

5 交付単価（主なもの）

（10aあたり）

地目	勾配の区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円	16,800円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円	6,400円
畑	急傾斜（15°以上）	11,500円	9,200円
	緩傾斜（8°以上）	3,500円	2,800円

◎負担割合 通常地域 国1/2，県1/4，市町村1/4

特認地域 国1/3，県1/3，市町村1/3

6 基礎単価と体制整備単価

農業生産活動や農道・水路の保全などの基礎的な活動のみを行う集落には基礎単価（8割単価）、基礎的な活動に加え、地場産農産物の加工・販売等、意欲的な取組を実施する集落には体制整備単価（10割単価）と、2段階の単価設定が行われております。

体制整備単価の交付を受けるためには、農用地保全マップの作成・実践に加え、次のA、B、C、いずれかの要件を実施する必要があります。

A要件：「地場産農産物の加工・販売」など、10項目から2つ以上を選択・実施

B要件：「集落を基礎とした営農組織の育成」、「担い手集積化」から1つ以上を選択・実施

C要件：高齢化等により参加している農業者が、農業生産活動等の継続が困難となり、農地が耕作放棄される恐れが生じた場合のサポート体制の整備

平成25年度実績の概要と平成26年度の推進方針について

徳 島 県

1 平成25年度実績の概要

平成25年度については、制度の周知を図るとともに、集落に対する実施の働きかけ、集団サポート（C要件）の実施推進、集落連携加算の推進を図り、制度解説や優良事例を紹介する冊子「取組辞典」の作成・配布などを行った。

その結果、平成25年度の実績は、集落協定数が544（対22年度比101%）、実施面積が3,444ha（対22年度比102%）、交付金額402,876千円（対22年度比102.5%）と、第3期対策の当初の平成22年度より増加した。

2 平成26年度の推進方針

平成26年度については、第3期対策が最終年度にあるため、集落に対し農業生産活動等の体制整備（A要件）が達成されるように助言・指導を行う。

また第4期対策に向けた説明会を実施する。

3 重点指導事項

- （1）市町村等を対象とした制度説明会及び研修会を開催し、制度の周知徹底と適正な運用について指導を行う。
- （2）集落の現状に応じた、無理のない取組みを推進する。（世話人が高齢化した集落や担い手が少ない集落においては、基礎単価（8割単価）を、元気な集落には体制整備単価（10割単価）、特にC要件の取組み及び平成25年度拡充分の「集落連携促進加算」を推進する。）
- （3）市町村が開催する集落説明会に出向き、「取組辞典」などを活用した上で、実施を働きかける。

4 事業実施計画

項 目	25年度実績 (事業費ベース)	26年度計画 (事業費ベース)
交付面積 (ha)	3,444	3,600
交付額 (千円)	402,876	430,900

平成25年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（概要）

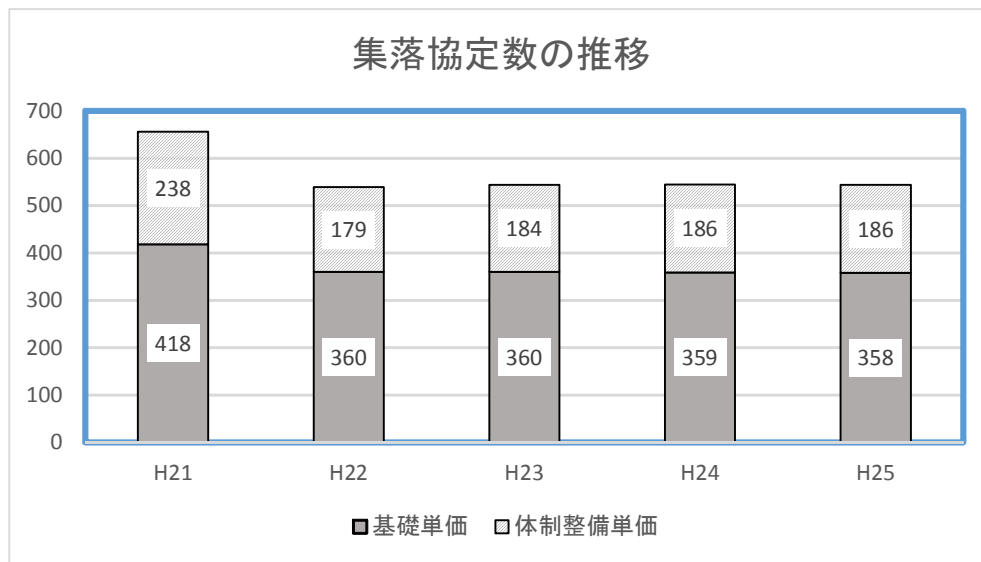
徳 島 県

1 市町村数

交付市町村は17市町村であった。

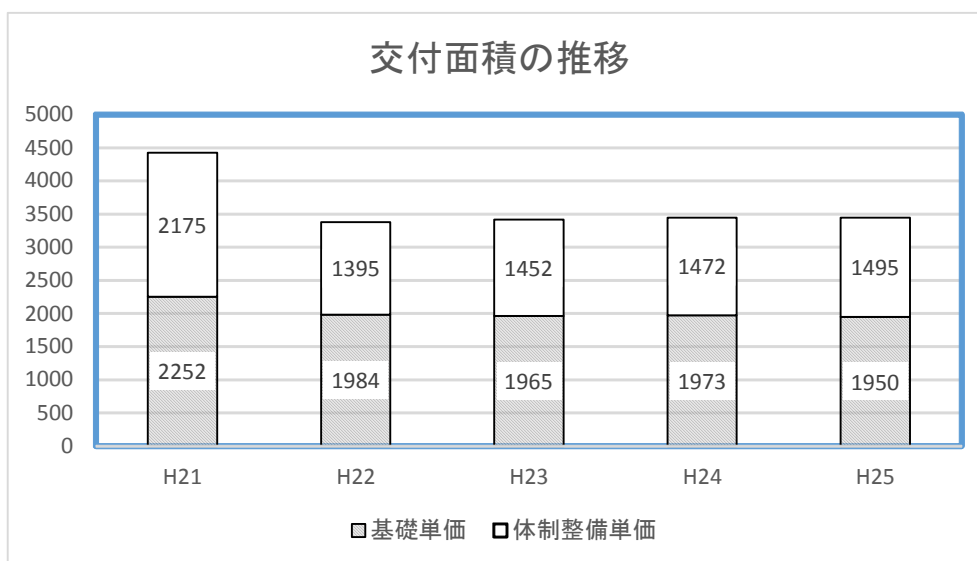
2 協定数

平成25年度の協定数は、544協定であった。



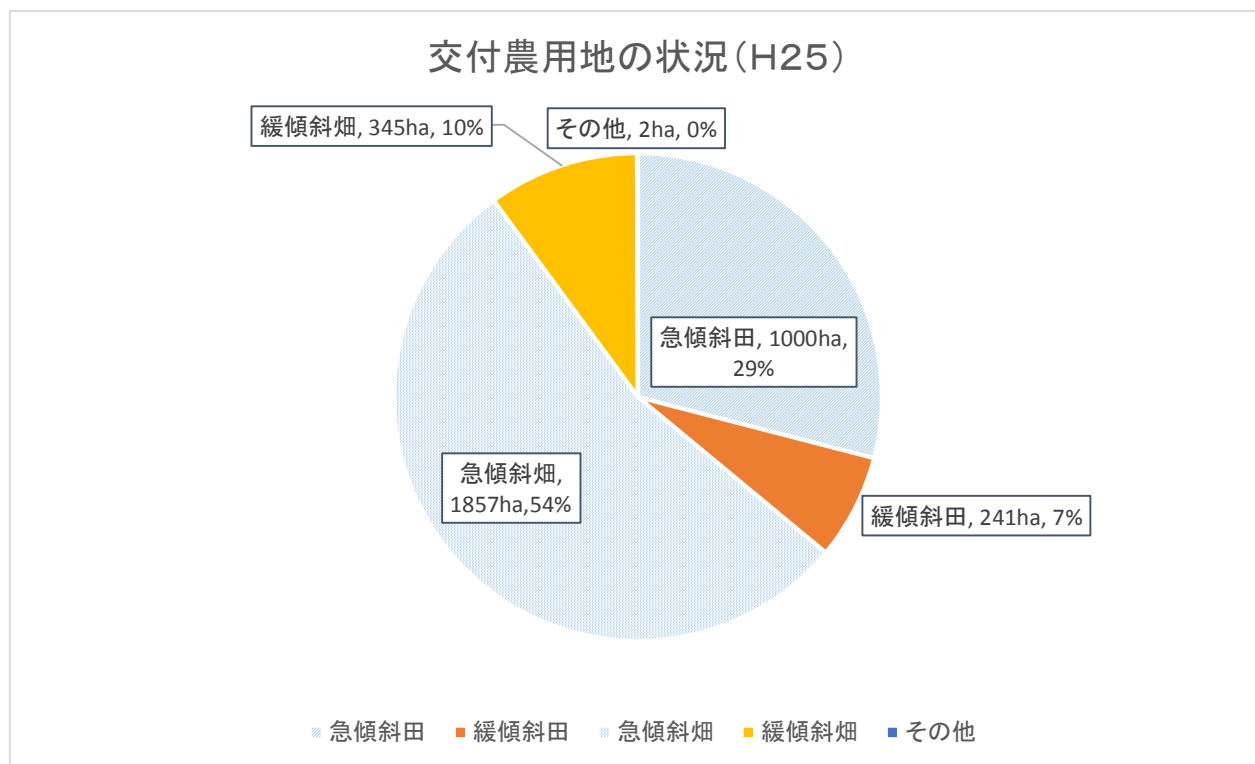
3 交付面積

交付面積は、3期対策の当初である平成22年度から65ha増加し、3,444haとなった。



また、25年度の交付農用地を地目別でみると、田が1,241ha（36%）、畑が2,202ha（64%）、採草放牧地が2ha（0.1%）であった。

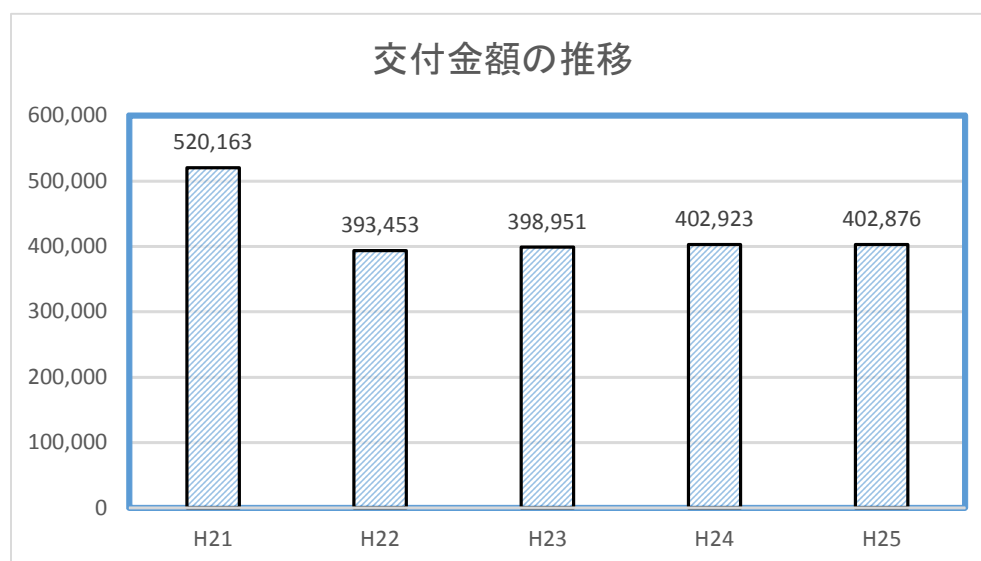
傾斜別では、急傾斜が2,859ha(83%)、緩傾斜が586ha(17%)であった。徳島県は、急傾斜が83%を占め、そのうち果樹等の畑が多いのが特徴である。全国平均は、急傾斜が56%を占めて、田が多い。



※ 四捨五入を行っているため、計が合わない場合がある。

4 交付金の交付額

協定面積の増加により、3期当初の平成22年度と比較して9,423千円増加し、402,876千円となった。



5 体制整備単価の取組状況

農業生産活動等の継続に向けた活動のうち、多く選択されている活動項目は、「協定農用地の拡大」、「認定農業者の育成」、「新規就農者の確保」などであった。

A要件及びB要件の実施状況

	A要件										B要件	
	協定農用地の 拡大	機械・農作業 の共同化	高付加価値型 農業の実践	地場産農産物 等の加工・販 売	農業生産条件 の強化	新規就農者の 確保	認定農業者の 育成	多能な担い手 の確保	担い手への農 地集積	担い手への農 作業の委託	集落を基礎と した営農組織 の育成	担い手集積化
協定数	44	28	8	15	2	40	45	8	17	28	0	0

また、第3期対策から始まった集団的サポート型（C要件）を選択した集落は、164協定であり、サポート体制としては、集落ぐるみで農地を守る協定が大多数となった。

C要件の実施状況

	C要件 集落協 定数	集落ぐ るみ型	組織対 応型	担い手 型	都市農 村交流 型	集落連 携型	行政等 支援型	企業等 連携型	その他
協定数	164	160	9	1	0	0	0	0	0

平成25年度 中山間地域等直接支払事業の実施

県民局 農林	市町村	対象農用地総量 (㎡)	協定面積 (㎡)	交付金額 (円)	うち国費	うち県費	うち市町村費	国費＋県費
					(円)	(円)	(円)	
徳 島	徳 島 市	1,052,000	476,910	4,387,571	1,462,522	1,462,522	1,462,527	2,925,044
	小松島市	1,006,149	705,727	7,836,185	2,612,059	2,612,059	2,612,067	5,224,118
	勝 浦 町	5,575,000	3,146,042	31,714,276	15,857,124	7,928,546	7,928,606	23,785,670
	上 勝 町	2,055,100	1,812,809	23,397,068	11,698,511	5,849,238	5,849,319	17,547,749
	佐那河内村	3,641,000	2,670,585	31,432,224	15,716,099	7,858,038	7,858,087	23,574,137
	神 山 町	4,506,000	1,688,865	16,915,799	8,457,889	4,228,928	4,228,982	12,686,817
	管 内 計	17,835,249	10,500,938	115,683,123	55,804,204	29,939,331	29,939,588	85,743,535
吉野川	吉野川市	1,965,837	1,040,355	8,607,533	4,284,779	2,161,353	2,161,401	6,446,132
	阿波市	3,360,000	1,992,471	35,604,662	15,366,557	10,119,031	10,119,074	25,485,588
	管 内 計	5,325,837	3,032,826	44,212,195	19,651,336	12,280,384	12,280,475	31,931,720
阿 南	阿 南 市	1,180,280	1,180,280	20,796,392	10,398,187	5,199,082	5,199,123	15,597,269
	那 賀 町	5,787,599	4,755,781	56,518,645	28,259,251	14,129,556	14,129,838	42,388,807
	管 内 計	6,967,879	5,936,061	77,315,037	38,657,438	19,328,638	19,328,961	57,986,076
美 波	牟 岐 町	997,605	997,605	16,498,809	8,249,404	4,124,698	4,124,707	12,374,102
	美 波 町	1,512,572	1,512,572	21,062,467	10,531,223	5,265,599	5,265,645	15,796,822
	海 陽 町	536,157	536,157	6,549,386	3,274,684	1,637,335	1,637,367	4,912,019
	管 内 計	3,046,334	3,046,334	44,110,662	22,055,311	11,027,632	11,027,719	33,082,943
美 馬	美馬市	6,272,700	3,343,441	35,613,303	17,806,628	8,903,290	8,903,385	26,709,918
	つるぎ町	4,602,300	3,839,524	36,757,018	18,378,492	9,189,225	9,189,301	27,567,717
	管 内 計	10,875,000	7,182,965	72,370,321	36,185,120	18,092,515	18,092,686	54,277,635
三 好	三 好 市	10,847,860	3,202,943	34,898,633	17,449,297	8,724,628	8,724,708	26,173,925
	東みよし町	2,663,450	1,541,790	14,286,126	7,143,047	3,571,508	3,571,571	10,714,555
	管 内 計	13,511,310	4,744,733	49,184,759	24,592,344	12,296,136	12,296,279	36,888,480
県 計		57,561,609	34,443,857	402,876,097	196,945,753	102,964,636	102,965,708	299,910,389

第3期対策中山間地域等直接支払制度に係る 最終評価について

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充(新たな第3期対策)

中山間地域では、高齢化の進行が著しく、このまま何らの対策も講じなければ、農業生産活動に不安を抱く農業者の多くが協定から離脱する懸念。(約10万haが脱落する恐れ)

◎高齢化率(H17): 中山間地域27.3%、その他地域19.0%

◎協定役員の平均年齢: 54.8歳(H14)→59.5歳(H19) 5年間で高齢化が約5歳進行

高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、取り組み面積の継続・拡大を目指す。(66.4万ha(H20年度実績))。

地域の声と見直しのポイント

◎点在する飛び地や小団地等の協定取り込みを推進。

(地域の声)

・飛び地や点在など、まとまった農地がない集落は取り組めず、耕作放棄地が増加。

◎ 高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進。

(地域の声)

・協定参加者の高齢化により、協定活動継続への不安が深刻化。

◎ 集落間の連携による小規模・高齢化集落への支援を推進。

(地域の声)

・小規模な高齢化集落は、自分たちだけで活動するのは限界。

◎ 未実施集落との連携して当該地域の活性化を担う人材の確保の活動を推進。

◎ 担い手の確保や農作業の効率化に向け免責事由を追加。

(地域の声)

・後継者が結婚し住宅を建てようとしても遡及返還となる。

新対策の概要

◎【1ha以上の一団の農用地要件】

(従来)

(新対策)

■営農上の一体性を有する複数の団地の合計が1ha以上
(営農上の一体性)
○団地間で耕作者が重複
○同じ生産組織で農業生産活動
○全団地が水路・農道で連結

■農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地であっても、一団の農用地として取り扱うことができる。

◎【対象行為】

作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

作業2 ①担い手の育成など、より前向きな取組
(ステップアップ型)
②共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」
(集団的サポート型) [新設]

※作業1のみの場合は8割単価

◎【加算措置】

「規模拡大加算」、「土地利用調整加算」、「法人設立加算」

「小規模・高齢化集落支援加算」 [新設]

単価: 田4,500円/10a、畑1,800円/10a

◎【加算措置】

「集落連携促進加算」単価2,000円/10a

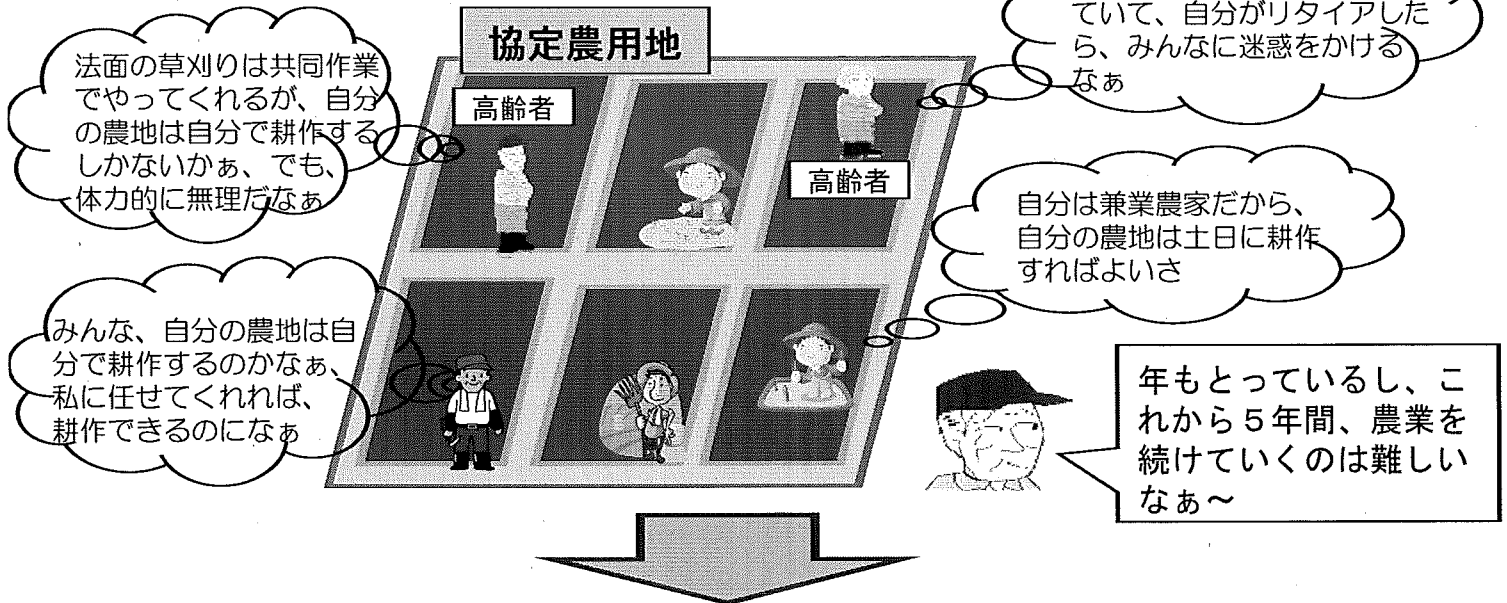
H25年度から加算措置

◎【免責事由】

○死亡・病気等 ○農業用施設 ○自然災害
○土地収用の確事業 ○新規就農者住宅(当該地の遡及返還)
[追加] ○農業後継者の分家住宅 ○自己施工の農道、水路

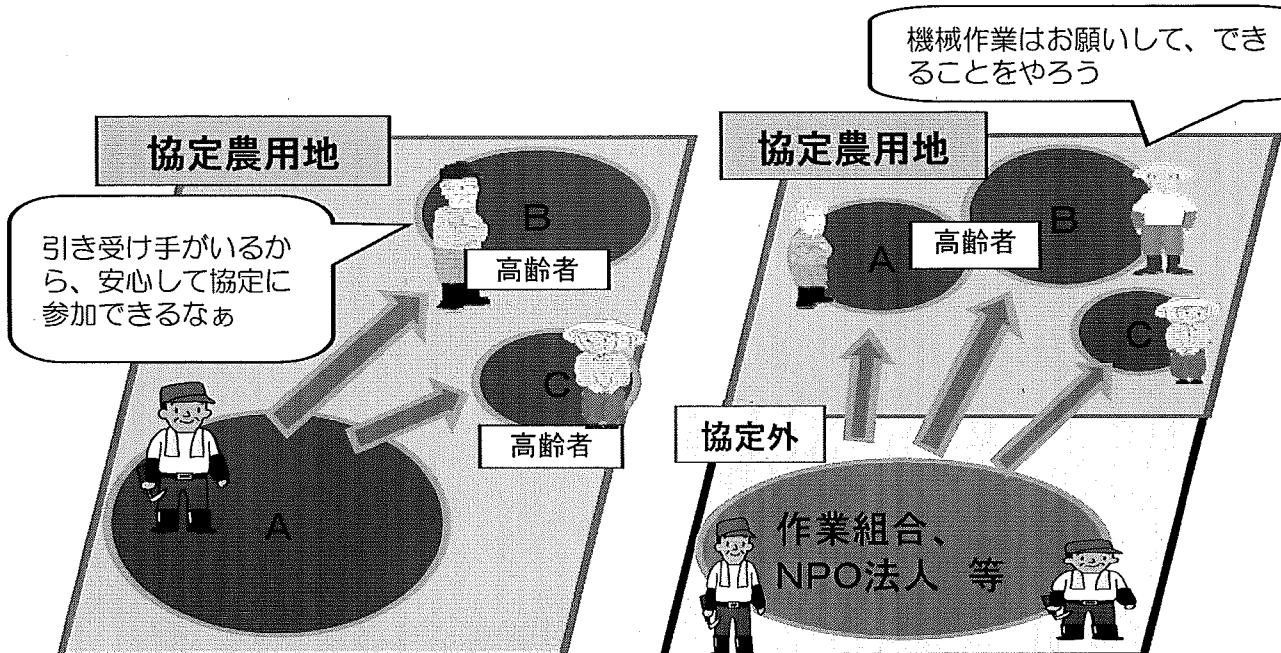
集团的サポート型の「取り決め」のイメージ

現状（将来に不安をいだく集落協定のイメージ）



安定的・持続的な「取り決め」を行った場合

現行の最大単価



〔BさんやCさんが高齢化で農業が続けられなくなった場合は、Aさんが農作業を引き受ける。〕

〔耕作は、協定外の作業組合、NPO法人などに委託。法面の草刈りや水路の清掃は集落全員で行う。〕

高齢者にも安心して農業に取り組める体制づくり

協定農用地の維持・拡大

第 3 期対策最終評価（平成 22 年度～26 年度）

1 【事項ごとの評価結果】

（１）集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

農業生産活動や地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備の方向性を明確にすることで、協定参加者の意識付けができ、段階的に目標を設定することにより集落での点検や達成状況の把握ができることは、有効であった。

（２）農業生産活動等として取り組むべき事項（基礎活動）

農用地への鳥獣被害防止の柵，ネット等の設置，農道等の維持管理を行うことにより，耕作放棄の防止につながり，営農の継続に有効であった。

（３）農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（より前向きな活動）

農用地の適正な保全体制の整備につながり，集落ぐるみで取り組むことで耕作放棄の防止につながった。

- A 要件
 - ・ 協定農用地の拡大（203ha）
 - ・ 機械，農作業の共同化への取組（23ha）
 - ・ 認定農業者の育成（34人）
- C 要件
 - ・ 集团的サポート体制（164集落）

（４）加算措置

「小規模・高齢化加算」（吉野川市 3 集落），「集落連携促進加算」（勝浦町 1 集落）により高齢化の進んだ集落内の農用地を取り込むことができるようになり，高齢者にとって困難な農用地の管理を集落で引き受けるようになった。

（５）団地要件の緩和（飛び地関係）

団地要件の緩和により協定に取り組んだ団地が 15 あり、高齢化により協定参加者が減少している中，協定参加者の営農継続に有効であった。

2 【総合評価結果】

当制度は，中山間地域が多く占める当県では，農業生産活動を支える非常に重要な施策であり，耕作放棄地の発生を防止し，農地の適正な保全，地域の活性化につながる効果があった。

今後，中山間地域で農業生産活動を維持し，耕作放棄地の発生の防止するためには，引き続き当制度を継続していかなければならないが，高齢化が進む集落は，「5 年間の継続活動」や「集落全体での交付金の遡及返還」などに不安があり，今後は，地域の実情に沿い，弾力的な運用ができる制度にする必要がある。

3 【評価区分】

B （おおむね評価できる） ＊ A ～ G まで 7 段階評価

4 【第 1 期対策から第 3 期対策までの効果】

（ 1 ） 中山間地域等直接支払制度で最も効果あったもの

- ・ 耕作放棄の防止
- ・ 水路・農道の維持管理
- ・ 多面的機能の増進

（ 2 ） 集落協定前と比べて集落が変わったもの

- ・ 集落内の話し合いの回数の増加
（話しあいの機会が増え，共同での活動により集落の活性化が図られた）
- ・ 集落内の共同取組活動の活発化
（協働意識の向上につながった）
- ・ 鳥獣害対策の推進
（柵，ネット等の設置により，営農意識が増した。）

（ 3 ） 今後，適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題・対策

- ・ 高齢化の進行
（担い手への農地集積を進める必要がある）
- ・ 担い手の不在
（担い手及び集落リーダーの育成）
- ・ リーダーの不在
（高齢化によりリーダー不在となり，協定が継続できない集落が増えることが予想されていることから，広域事務組織への支援などリーダーの負担軽減が必要）